改　　正　　後

【平成　　年分】
保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書
（確定申告書付表）

譲渡者	住所		氏名		電話番号（　　）
関与税理士	住所		氏名		電話番号（　　）

保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額
		年　月　日		円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額
		年　月　日	円	Ⓐ　円
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額	Ⓐのうち既に支払を受けた金額
		年　月　日	Ⓑ　円	円

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先	住所又は所在地			
		氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	譲渡資産を取得した時期	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	譲渡価額の総額	円	円	円

譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額（上のⒷの金額）	Ⓒ	円	譲渡所得又は山林所得の金額 総合課税の短期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㉗の金額）	Ⓚ　円
				総合課税の長期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㉙の金額）	Ⓛ　円
	各種の所得の合計額 総所得金額（申告書B第一表の⑨の金額）（注1）	Ⓓ	円	分離課税の短期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊱の金額のうち、短期譲渡所得の金額）	Ⓜ　円
	分離課税の短期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊱の金額のうち、短期譲渡所得の金額）	Ⓔ	円	分離課税の長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊲の金額のうち、長期譲渡所得の金額）	Ⓝ　円
	分離課税の長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊲の金額のうち、長期譲渡所得の金額）	Ⓕ	円	株式等に係る譲渡所得の金額（㊷の金額のうち、譲渡所得の金額）	Ⓞ　円
	株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の㊸及び㊹の金額）	Ⓖ	円	合計（Ⓚ＋Ⓛ＋Ⓜ＋Ⓝ＋Ⓞ）	Ⓟ　円
	山林所得金額（申告書第三表の㊸の金額）	Ⓗ	円	山林所得金額（申告書第三表の㊸の金額）	Ⓠ　円
	退職所得金額（申告書第三表の㊹の金額）	Ⓘ	円	譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額（Ⓒ・Ⓙ・Ⓟのうち低い金額又はⒸ・Ⓙ・Ⓠのうち低い金額）	Ⓡ　円
	合計（Ⓓ＋Ⓔ＋Ⓕ＋Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓘ）	Ⓙ	円		

求償権が行使不能となった事情の説明	

（注）1　総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「Ⓓ」の金額は、申告書B第一表の「⑨＋（㉙＋㉛）×$\frac{1}{2}$」の金額となります。
2　「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3　「Ⓡ」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㊽×××円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署（資産税担当）におたずねください。
（資6－12－A4統一）
（平成18年分以降用）

改　　正　　前

【平成　　年分】
保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書
（確定申告書付表）

譲渡者	住所		氏名		電話番号（　　）
関与税理士	住所		氏名		電話番号（　　）

保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額
		年　月　日		円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額
		年　月　日	円	Ⓐ　円
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額	Ⓐのうち既に支払を受けた金額
		年　月　日	Ⓑ　円	円

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先	住所又は所在地			
		氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	譲渡資産を取得した時期	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	譲渡価額の総額	円	円	円

譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額（上のⒷの金額）	Ⓒ	円	譲渡所得又は山林所得の金額 総合課税の短期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㉗の金額）	Ⓚ　円
				総合課税の長期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㉙の金額）	Ⓛ　円
	各種の所得の合計額 総所得金額（申告書B第一表の⑨の金額）（注1）	Ⓓ	円	分離課税の短期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊱の金額のうち、短期譲渡所得の金額）	Ⓜ　円
	分離課税の短期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊱の金額のうち、短期譲渡所得の金額）	Ⓔ	円	分離課税の長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊲の金額のうち、長期譲渡所得の金額）	Ⓝ　円
	分離課税の長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊲の金額のうち、長期譲渡所得の金額）	Ⓕ	円	株式等に係る譲渡所得の金額（㊷の金額のうち、譲渡所得の金額）	Ⓞ　円
	株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の㊸及び㊹の金額）	Ⓖ	円	合計（Ⓚ＋Ⓛ＋Ⓜ＋Ⓝ＋Ⓞ）	Ⓟ　円
	山林所得金額（申告書第三表の㊸の金額）	Ⓗ	円	山林所得金額（申告書第三表の㊸の金額）	Ⓠ　円
	退職所得金額（申告書第三表の㊹の金額）	Ⓘ	円	譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額（Ⓒ・Ⓙ・Ⓟのうち低い金額又はⒸ・Ⓙ・Ⓠのうち低い金額）	Ⓡ　円
	合計（Ⓓ＋Ⓔ＋Ⓕ＋Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓘ）	Ⓙ	円		

求償権が行使不能となった事情の説明	

（注）1　総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「Ⓓ」の金額は、申告書B第一表の「⑨＋（㉙＋㉛）×$\frac{1}{2}$」の金額となります。
2　「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3　「Ⓡ」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㊽×××円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署（資産税担当）におたずねください。
（資6－12－A4統一）